

平成 28 年北海道告示第 253 号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道沙流郡平取町本町地内における 6,473 m²の土地を起業地とする「平取町国民健康保険病院改築事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、平取町が現在管理・運営している平取町国民健康保険病院を、その敷地の隣接地において改築するものであり、法第 3 条第 24 号に掲げる地方公共団体が設置する病院に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

起業者である平取町は、昭和 19 年に診療所を開設し、昭和 21 年 9 月に国民医療法（昭和 17 年法律第 70 号、昭和 23 年廃止）に基づく病院開設の許可（現行の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく許可とみなされる。）を得て以来、病院事業を運営している。

本件事業は、平取町自治基本条例に基づく最新の総合計画に掲載されており、その事業実施計画書において、事業費総額及び財源内訳（起債等）が示されている。

町は、平成 31 年春の事業完成を目指して、事業内容の精査及び関係行政機関との協議、調整等を行いながら事業を推進しているところである。

以上のことから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

平取町国民健康保険病院は、昭和 21 年に開設し業務を開始以来、地域の医療を確保するという重要な役割を果たしており、現在、町内で利用できる唯一の病院である。

現施設は、昭和 38 年に建設され既に 50 年以上が経過しているため、老朽化が進み、暖房・給排水設備等の大規模改修が必要であるほか、耐震強度が不足していると考えられる。また、災害等による停電時の対応として非常時電源装置を設置する必要がある等、医療に不可欠な設備の整備も早急に求められている。

本件事業は、上記の諸問題を解消するため計画されたものであり、その完成により、耐震強度の確保、停電時の医療提供、施設のバリアフリー化、その他附属設備全般の機能向上が図られることから、病院利用者に安全で快適な医療環境を提供することが可能になる。さらに、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）は現施設の敷地に隣接するため、その跡地を活用して福祉施設等の建設が可能となるほか、病院改築に伴って周辺地における商業施設、賃貸住宅等の誘導が期待できることから、地区のまちづくり構想に寄与すると考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が、平成 27 年 11 月に任意で行った調査によると、本件起業地内には、野生の動植物は確認されなかった。

また、本件起業地内における埋蔵文化財所在の有無について、起業者が平取町教育委

員会へ照会したところ、埋蔵文化財包蔵地は確認されていないため工事の実施は差し支えない旨の回答を得ている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業を計画するにあたって、平取町は、町議会議員の代表、自治振興会の代表、公募による町民、国保病院の医師、町役場担当者による検討委員会を立ち上げ議論を交わし、その報告を基に、平成 26 年 10 月に「平取町国民健康保険病院改築基本構想」を策定している。その後、庁内の町づくりプロジェクトチームによる会議を数回開催して、上記構想で示された病院の改築場所の条件を満たす適地について協議した結果、2箇所を候補地とし、利便性、現病院跡地の活用、用地補償費等、様々な観点から両者を比較検討した上で、町長へ提案し決定している。

本件起業地は、上記のとおり公正な手続きにより十分な検討を重ねて決定しており、妥当なものであると認められる。

当該病院の規模は、上記基本構想で示された内容と整合しており、また、来院者用駐車場、公用車用車庫等の附属施設は、病院本体と一体として機能を発揮するものに限られている。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 の (1) で述べたように、平取町国民健康保険病院は、町内で唯一の病院で地域住民に欠かせない施設であるが、老朽化が著しく、耐震強度の不足、必要設備の欠如等、他の医療機関と比較して大きく遅れており、町民の健康を守り安全で快適な医療環境を提供するためには、早期に当該病院を改築する必要がある。

また、平成 28 年 1 月に町議会の承認を得た「第 6 次平取町総合計画」の中で、「保健・医療・福祉」の充実を望む町民の声が 8 割を超えていること、及び医療政策として、早急に国保病院の改築整備を図ることが示されている。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3 の (3) で述べたように、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。